

立川市八ヶ岳山荘のあり方検討委員会

—— 報告書 ——

令和8(2026)年3月

立川市八ヶ岳山荘のあり方検討委員会

立川市八ヶ岳山荘のあり方検討委員会 報告書

目次

【本編】

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 八ヶ岳山荘の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 施設概要
 - (2) 利用状況
 - (3) 経費等の推移
 - (4) 老朽化の状況
 - (5) 他自治体・施設周辺の状況
 - (6) 現状の整理
3. 施設の将来予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 施設を存続する場合
 - (2) 施設を廃止する場合
4. 廃止による影響について・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (1) 自然教室への影響・代替について
 - (2) 市の事業等への影響について
5. あり方検討と今後の方向性・・・・・・・・・・・・・・ 22
6. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

【参考資料編】

7. 議事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
8. 立川市林間施設条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
9. 立川市八ヶ岳山荘あり方検討委員会設置要綱・・・・・・・・ 28

【本編】

1. はじめに

立川市八ヶ岳山荘は、昭和40年度に旧第一山荘が開設し、中学生の林間学校が開始しました。その後、昭和60年度には市民の一般利用を開始、平成3年度には現在の本館の供用が始まり、今日までに数多くの市民の皆様にご利用されてきました。しかしながら、その月日を経ていく中で、施設利用の状況は時代に合わせて少しずつ変化していくとともに、その施設や設備の劣化もだんだんと進行しています。そのような状況を見据え、令和5年第2回定例会の総務委員会における「公共施設再編対象外施設の改修について」の報告の中では、今後施設のあり方を検討したうえで、改修の要否を決定することを報告しました。また、当日の質疑の中で、現在の指定管理者の指定期間が終了する令和8年度末を見据え、当該時期を目途に施設の廃止を含めて今後のあり方を議論し、方向性を決定していく考えを示しました。

八ヶ岳山荘の施設利用は、「市立小学校5年生の自然教室による学校利用」と「一般利用」に分かれます。学校利用については、少子化の影響から平成5年度をピークとして減少傾向にあり、近年は微減しながらも一定の利用を維持しています。一般利用については、平成7年度をピークに右肩下がりの状況にありましたが、平成21年度から市外の方への利用を開放したこともあり、一時的には増加傾向が見られました。しかし、平成31年度の後半から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症によって大きな打撃を受けることとなり、施設の利用制限が解除された令和4年度より徐々に利用者数は回復しつつも、依然としてコロナ禍以前の水準までは戻っていません。

八ヶ岳山荘の施設面に目を向けると、平成3年度に現在の本館を建設し、平成31年度には各所改修工事を実施したものの、冬期には降雪も記録される立地条件もあって、施設・設備のいずれも老朽化が著しい状況にあります。近年では、細かい修繕や工事が必要となる不具合が度々発生しており、その費用負担とともに、維持管理にあたる指定管理者と市の所管部署の業務負担は増大しています。また、本館建設から35年近く経過しており、施設や設備の中には更新時期を迎えているものもあります。しかし、大規模改修工事を実施しないと更新できないものも多々あり、それらに万が一不具合が発生した場合には、すぐさま営業が困難になることも危惧されています。

これまでにたくさんの方に親しまれ、子どもたちにも森林環境における体験や思い出づくりに貢献してきた施設ではありますが、これらの現状を踏まえると、施設の主な利用目的でもある小学5年生の自然教室を含めた八ヶ岳山荘に関わる課題を整理したうえで、施設廃止の可能性も排除せず、早急に今後のあり方を検討する必要性に迫られています。

2. 八ヶ岳山荘の現状

(1) 施設概要

【施設名称】 立川市八ヶ岳山荘

【所在地】 山梨県北杜市高根町清里 3545-1 (八ヶ岳学校寮地区内)

【設置目的】 市立学校の児童及び生徒の校外教育と、あわせ市民の生涯学習の用に供するため
(立川市林間施設条例 第1条)

【所有形態】 土地：山梨県 38,544 m²
建物：立川市 延べ床面積 4,289.57 m²

【主な建築物の概要】

	建築年	構造	施設の延床面積 (m ²)	備考
管理棟	昭和60年	RC造	423.05m ²	解体済みの宿泊棟のための管理棟。トイレ等を利用
炊事棟	昭和60年	鉄骨造	162.00m ²	平成3年に112m ² 増築
小体育館	昭和60年	鉄骨造	200.00m ²	
本館	平成3年	RC造	2,385.17m ²	地上2階、客室21室(収容人数126名)、食堂、浴室(男女各2)、会議室、保健室ほか
大体育館	平成3年	鉄骨造	849.90m ²	

【管理形態】 指定管理者制度による管理・運営
(令和4～8年度：株式会社レストラン・ピガール)

【施設の開所日・受付時間】 年間を通して営業

【施設沿革】

- 昭和40年度
 - ・第一山荘の開設(現在は取り壊し済み)
 - ・中学校林間学校の開始(市民利用は野外研修のみ)
- 昭和60年度
 - ・宿泊棟(第二山荘)の開設(現在は取り壊し済み)
 - ・市民の一般利用開始
- 平成3年度
 - ・本館の完成
 - ・施設利用料(1泊大人1,000円、中学生以下500円)
 - ・小学校の自然教室開始(中学校は徐々にスキー教室等の移動教室へ移行)
- 平成10年度
 - ・施設利用料の改定(1泊大人2,000円、中学生以下500円)
- 平成18年度
 - ・宿泊棟を利用した青少年八ヶ岳自然の家事業、児童館キャンプの終了
- 平成19年度
 - ・宿泊棟を利用してジュニアリーダー研修の開始
- 平成21年度
 - ・指定管理者制度の導入
 - ・市外利用の開始(市外：1泊大人4,000円、中学生以下1,000円)
- 平成28年度
 - ・宿泊棟の解体
- 平成31年度
 - ・本館各所改修工事の実施

【施設の外観・内観】



外観(平成3年度)



外観(令和4年度)



玄関ロビー



食堂



テラス



客室



布団



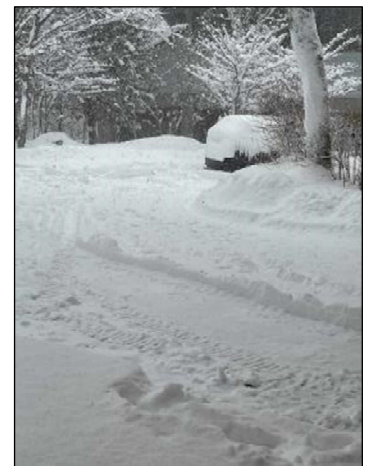
体育館



浴室



洗面所



降雪時

【八ヶ岳自然教室の風景】



平成4年度 ①



平成4年度 ②



平成10年度 ①



平成10年度 ②

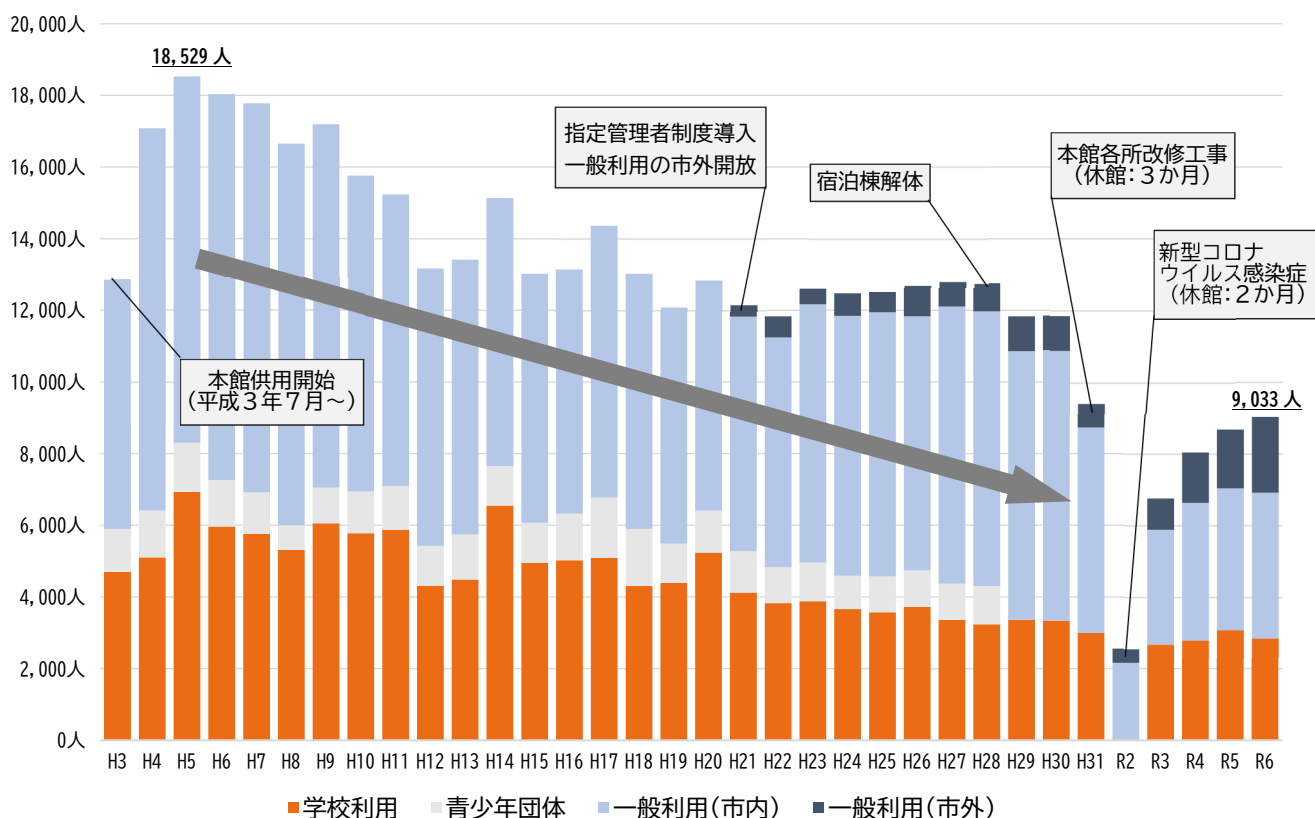
(2) 利用状況

現在の立川市八ヶ岳山荘では、主な設置目的でもある小学5年生の自然教室による学校利用と、市内在住・在勤・在学の方を中心とした一般利用があります。本項目では、過去の利用状況に関する様々な数値を確認しています。

① 年間宿泊者数の推移

図表2-1では、平成3年度からの年間宿泊者数の推移を示しています。平成3年7月の本館の供用開始以降、平成5年度には年間利用者数の合計が最多となる18,529人となりましたが、その年度を境に減少に転じ、10年以上に渡って右肩下がりの状況が続きました。平成21年度には指定管理者制度の導入とともに、一般利用を市外にも開放することで減少傾向が止まり、その後は10年ほど横ばいとなりました。しかし、平成31年度の後半から急激に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には休館を含めた利用制限を講じたことで、利用者数は大きく減少することとなりました。令和3年度以降は、コロナ禍の収束とともに徐々に利用者数を戻していますが、令和6年度の年間利用者数は9,033人とコロナ禍以前と比べて25%程度の減少、最も多かった平成5年度と比べると50%以上減少した状況となっています。

図表2-1 年間宿泊者数の推移



※1泊1名を1人としてカウント。

※平成31年度は本館各所改修工事のため、3か月間休館。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大のため、2か月間休館。

② 利用目的別の宿泊者数の推移

図表2-2の利用目的別の推移において、利用者数の最高を記録した平成5年度と直近の令和6年度を比較すると、学校利用と一般利用（市内）がともにピーク時から6割減という著しい縮小傾向にあることが分かります。平成31年度の各所改修工事の休館や近年のコロナ禍の影響を除いたとしても、この傾向は長らく継続しており、社会情勢の変化に伴う不可逆的な需要減退であるといえます。一般利用（市外）は平成21年度の開放以降、近年でも唯一増加傾向にありますが、施設の主たる利用目的ではないことや、後述する管理運営に要する費用への市費負担の実態も踏まえると、プラスの影響は限定的であると考えられます。

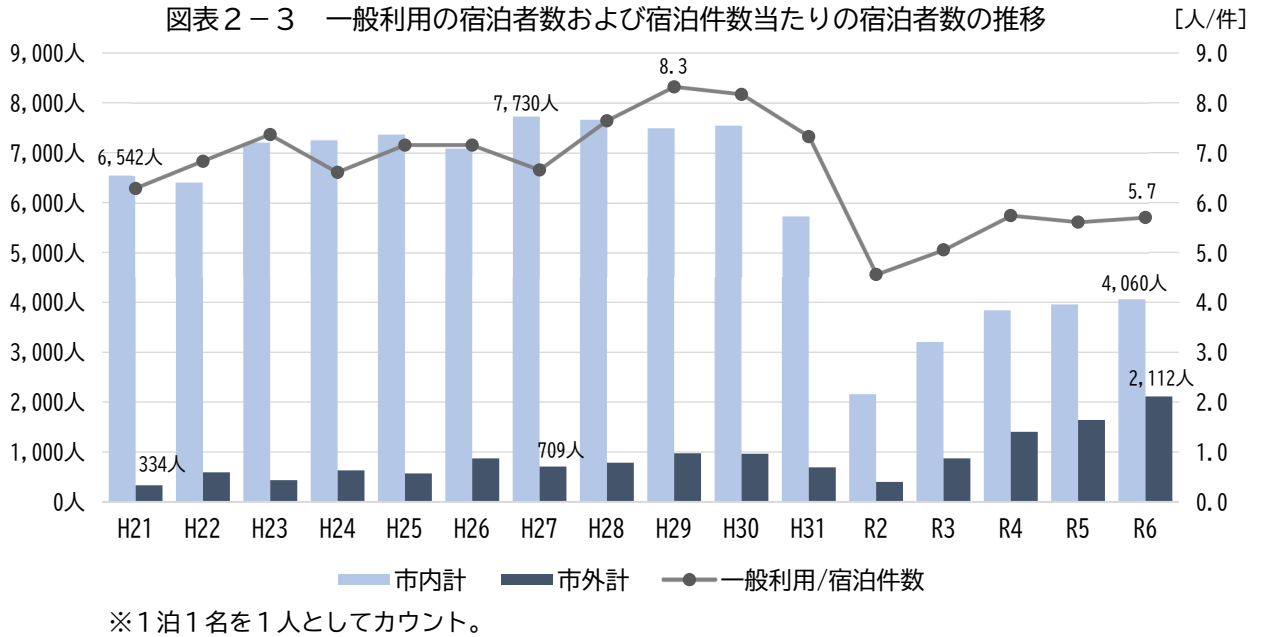
図表2-2 利用目的別の宿泊者数の推移

年度	学校利用	青少年団体	一般利用			合計
			市内	市外	小計	
H3	4,701人	1,196人	6,959人	0人	6,959人	12,856人
H4	5,103人	1,308人	10,670人	0人	10,670人	17,081人
H5	6,936人	1,368人	10,225人	0人	10,225人	18,529人
H6	5,964人	1,296人	10,770人	0人	10,770人	18,030人
H7	5,758人	1,160人	10,859人	0人	10,859人	17,777人
H8	5,314人	686人	10,651人	0人	10,651人	16,651人
H9	6,056人	993人	10,141人	0人	10,141人	17,190人
H10	5,778人	1,163人	8,815人	0人	8,815人	15,756人
H11	5,878人	1,207人	8,152人	0人	8,152人	15,237人
H12	4,312人	1,115人	7,739人	0人	7,739人	13,166人
H13	4,488人	1,255人	7,670人	0人	7,670人	13,413人
H14	6,549人	1,100人	7,483人	0人	7,483人	15,132人
H15	4,955人	1,112人	6,954人	0人	6,954人	13,021人
H16	5,021人	1,302人	6,826人	0人	6,826人	13,149人
H17	5,093人	1,677人	7,595人	0人	7,595人	14,365人
H18	4,302人	1,596人	7,130人	0人	7,130人	13,028人
H19	4,390人	1,098人	6,602人	0人	6,602人	12,090人
H20	5,236人	1,171人	6,433人	0人	6,433人	12,840人
H21	4,120人	1,159人	6,542人	334人	6,876人	12,155人
H22	3,824人	1,009人	6,408人	592人	7,000人	11,833人
H23	3,880人	1,078人	7,207人	437人	7,644人	12,602人
H24	3,662人	927人	7,255人	630人	7,885人	12,474人
H25	3,570人	1,003人	7,370人	569人	7,939人	12,512人
H26	3,720人	1,022人	7,090人	871人	7,961人	12,703人
H27	3,356人	1,016人	7,730人	709人	8,439人	12,811人
H28	3,238人	1,064人	7,667人	786人	8,453人	12,755人
H29	3,362人	0人	7,496人	975人	8,471人	11,833人
H30	3,338人	0人	7,549人	965人	8,514人	11,852人
H31	2,995人	0人	5,731人	693人	6,424人	9,419人
R2	0人	0人	2,159人	400人	2,559人	2,559人
R3	2,688人	0人	3,203人	872人	4,075人	6,763人
R4	2,801人	0人	3,839人	1,403人	5,242人	8,043人
R5	3,084人	0人	3,958人	1,642人	5,600人	8,684人
R6	2,861人	0人	4,060人	2,112人	6,172人	9,033人
(R6-H5)	(▲4,075人)	(▲1,368人)	(▲6,165人)	(+2,112人)	(▲4,053人)	(▲9,496人)

③ 一般利用の推移

図表2-3では指定管理者制度導入時からの一般利用の市内および市外の宿泊数と宿泊件数当たりの宿泊者数の推移を示しています。平成21年度以降、一般利用者数は市内・市外ともに緩やかに増加していましたが、市内利用は平成27年度の7,730人をピークに横ばいとなり、コロナ禍を経て直近の令和6年度ではピーク時からおよそ半減した状況となっています。一方で、市外利用は近年も増加を続け、令和6年度は平成21年度比では6倍以上の数値となっています。この市外利用者数には、他自治体の学校利用も含んでいます。(令和6年度：5校276名)

一般利用の宿泊件数は、コロナ禍の期間を除いて年間1,000~1,200件程度で推移していますが、近年は団体利用の需要減から1件当たりの宿泊者数が減少傾向にあります。



④ 自然教室の利用状況

小学5年生の自然教室は、図表2-4のように毎年度5月後半から7月前半と、9月~10月前半にかけて、各学校の貸し切り利用として実施しています。

図表2-4 小学5年生の八ヶ岳自然教室の日程一覧表

月	4	5	6	7	8	9	10	月
日	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	日
1	火	木	日	火	金	月	水	1
2	水	金	月	水	土	火	木	2
3	木	土	火	木	日	水	金	3
4	金	日	水	金	月	木	土	4
5	土	月	木	土	火	金	日	5
6	日	火	金	日	水	土	月	6
7	月	水	土	月	木	日	火	7
8	火	木	日	火	金	月	水	8
9	水	金	月	水	土	火	木	9
10	木	土	火	木	日	水	金	10
11	金	日	水	金	月	山の日	土	11
12	土	月	木	土	火	金	日	12
13	日	火	金	日	水	土	月	13
14	月	水	土	月	木	日	火	14
15	火	木	日	火	金	月	敬老の日	15
16	水	金	月	水	土	火	木	16
17	木	土	火	木	日	水	金	17
18	金	日	水	金	月	木	土	18
19	土	月	木	土	火	金	日	19
20	日	火	金	日	水	土	月	20
21	月	水	土	月	海の日	日	火	21
22	火	木	日	火	金	月	水	22
23	水	金	月	水	土	火	秋分の日	23
24	木	土	火	木	日	水	金	24
25	金	日	水	金	月	木	土	25
26	土	月	木	土	火	金	日	26
27	日	火	金	日	水	土	月	27
28	月	水	土	月	木	日	火	28
29	火	木	日	火	金	月	水	29
30	水	金	月	水	土	火	木	30
31	土	土	火	木	日	金	金	31

⑤ 稼働率の推移

図表2-5において、指定管理者制度を導入した平成21年度以降の稼働率の状況を見ると、平成26年度の47.59%をピークに減少傾向となっています。平成31年度の各所改修工事や令和2年度からのコロナ禍の影響も大きく受けていますが、直近の令和6年度時点では平成21～30年度に比べて5～10ポイント程度減少しています。

月別の傾向としては、8月を中心とした夏期が高く、冬期の中では年末年始利用による1月の稼働率が高くなっています。平成30年度までの8月の稼働率は、ほとんどの年度で90%以上を記録していましたが、令和2年度以降の最高稼働率は令和6年8月の76.2%とコロナ禍以前の水準までは戻っていません。

図表2-5 各年度の月別/平均稼働率の推移

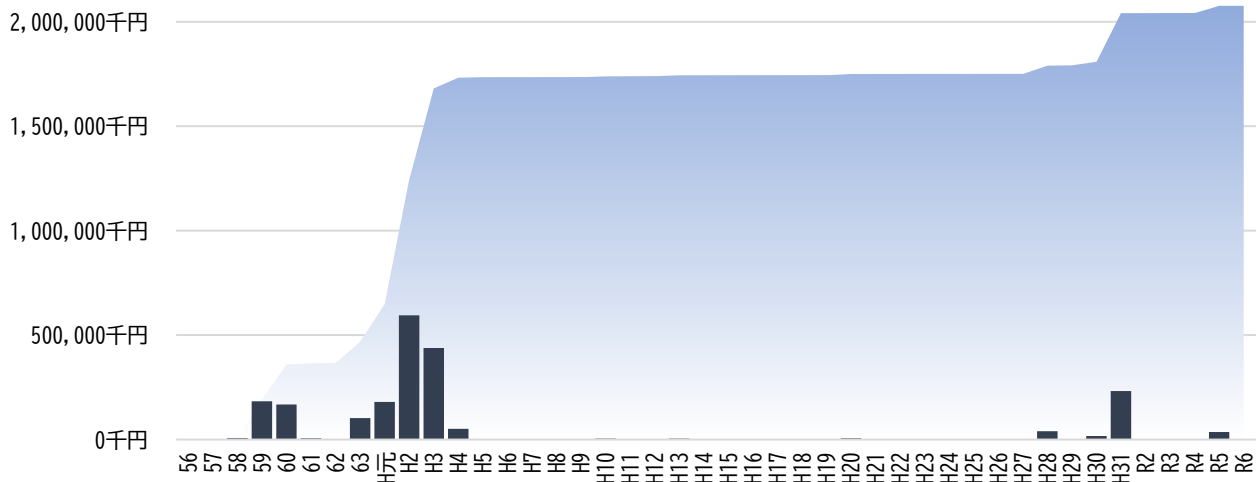
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
H21	15.71%	55.30%	55.24%	61.44%	93.33%	73.01%	49.46%	21.27%	18.12%	36.71%	34.69%	16.44%	44.23%
H22	13.17%	51.62%	59.37%	61.14%	93.85%	72.70%	45.00%	24.14%	27.96%	33.49%	37.10%	8.14%	43.97%
H23	22.54%	46.54%	64.12%	78.88%	89.55%	66.98%	59.75%	23.96%	21.35%	42.86%	24.63%	25.50%	47.22%
H24	20.03%	56.22%	60.79%	62.98%	91.86%	65.08%	54.07%	33.33%	19.66%	37.17%	21.43%	29.65%	46.02%
H25	17.94%	55.30%	63.50%	63.74%	94.77%	69.20%	54.37%	28.73%	20.12%	39.63%	9.18%	33.80%	45.86%
H26	20.03%	58.52%	61.42%	58.22%	91.09%	73.65%	47.86%	36.98%	27.19%	45.00%	28.06%	23.00%	47.59%
H27	14.10%	72.96%	56.30%	63.60%	94.20%	68.90%	44.40%	25.40%	21.70%	32.70%	18.40%	24.60%	44.77%
H28	26.30%	50.40%	50.63%	64.90%	91.00%	67.00%	48.10%	11.10%	32.60%	29.80%	22.60%	26.40%	43.40%
H29	19.20%	55.30%	66.90%	59.60%	92.80%	42.40%	38.20%	18.90%	40.20%	32.40%	26.00%	31.30%	43.60%
H30	29.00%	53.40%	45.00%	55.00%	97.00%	62.00%	47.00%	25.70%	24.50%	29.00%	32.00%	29.80%	44.12%
H31	27.30%	52.40%	60.90%	71.00%	81.00%	38.90%	0.00%	0.00%	29.00%	32.00%	37.10%	12.40%	36.83%
R2	0.01%	0.00%	0.79%	10.80%	30.60%	11.20%	10.50%	13.50%	10.00%	12.90%	13.00%	12.80%	10.51%
R3	10.20%	17.10%	16.80%	51.00%	40.80%	22.10%	23.50%	63.30%	28.40%	27.00%	14.28%	19.50%	27.83%
R4	18.70%	45.20%	46.80%	27.80%	47.90%	48.60%	51.50%	10.80%	17.40%	26.40%	31.80%	16.30%	32.43%
R5	16.98%	49.00%	40.00%	50.20%	54.00%	67.90%	32.50%	27.60%	17.40%	30.30%	31.00%	17.50%	36.20%
R6	19.50%	36.00%	63.00%	57.20%	76.20%	40.90%	36.90%	26.00%	18.00%	37.80%	26.30%	18.90%	38.06%

(3) 経費等の推移

① 工事等経費の推移

これまでに八ヶ岳山荘の本館をはじめとした各施設の建設に要した工事等経費の推移は、図表2-6のとおりです。平成3年度までに本館や宿泊棟等の建設のために17億円以上の費用を要しており、その後は平成28年度の宿泊棟解体工事、平成31年度の本館各所改修工事、令和5年度の照明等改修工事（本館以外）・幹線ケーブル改修工事を実施し、令和6年度までに累積で約21億円の費用を投じています。

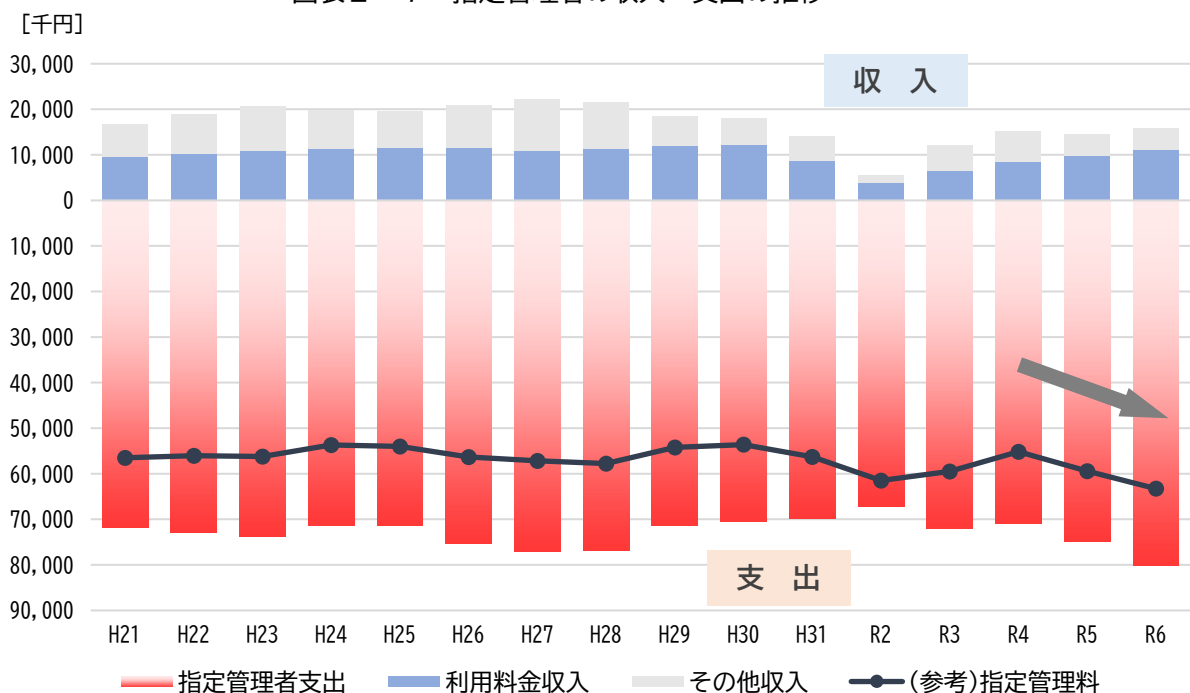
図表2-6 工事等経費の推移



② 指定管理者の収入・支出の推移

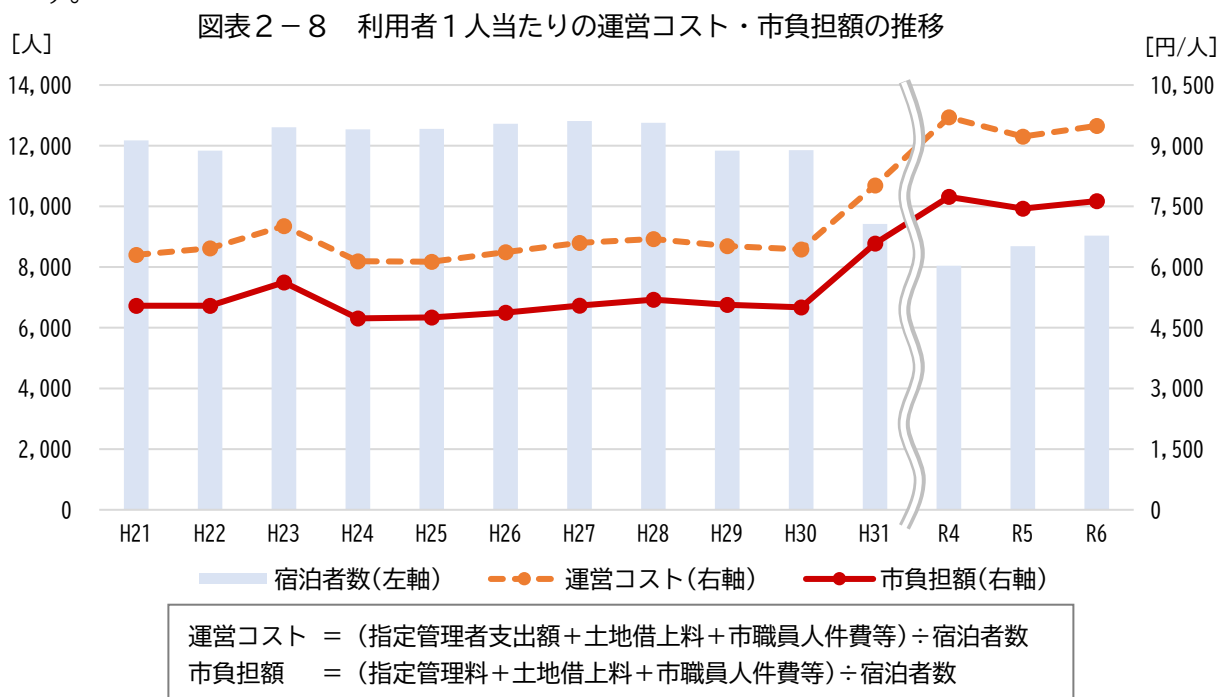
図表2-7は、現在の運営形態となった平成21年度以降の指定管理者の収入と支出の推移です。収入額は利用者数の比較的多い平成27年度が最も多くなりましたが、支出額はその頃にも増して近年の伸びが顕著な状況です。この支出の伸びを受けて、市からの指定管理料も増額の必要に迫られています。

図表2-7 指定管理者の収入・支出の推移



③ 利用者1人当たり運営コスト等の推移

図表2-8は、指定管理者制度の導入以降の利用者1人当たりの運営コストと市の負担額の推移です。平成21年度以降は、運営コストが約6,500円、市負担額が約5,000円の状態が続いていましたが、近年の物価高騰・人件費水準の上昇の影響を受け、令和6年度は運営コストが9,489円、市負担額が平均7,630円といずれも4～5割程度増加しています。

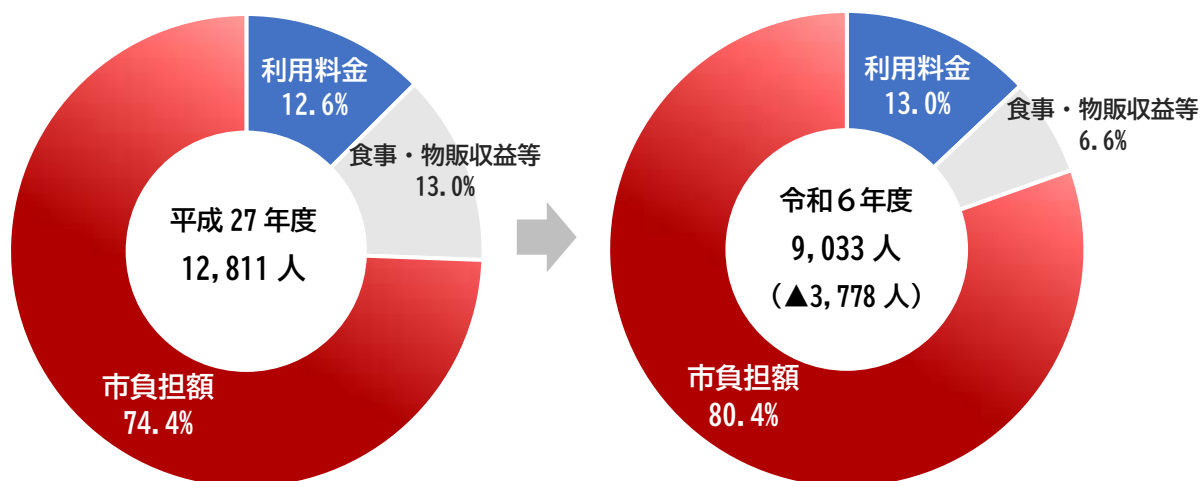


※令和2・3年度は、コロナ禍による影響が大きいことから除外。

④ 運営コストとその財源

図表2-9は、利用者1人当たりの運営コストに対する財源割合について、平成21年度以降で利用者数の最も多い平成27年度と直近の令和6年度の状態を示しています。利用者数の減少から、食事・物販等の収益は減少していますが、宿泊費の高い市外利用が増加しているため、運営コストに対する利用料金収入に割合は微増しています。ただし、物価高騰・人件費水準の上昇により、運営コスト自体が増加する中で、市負担額の割合が8割以上にまで高まっています。

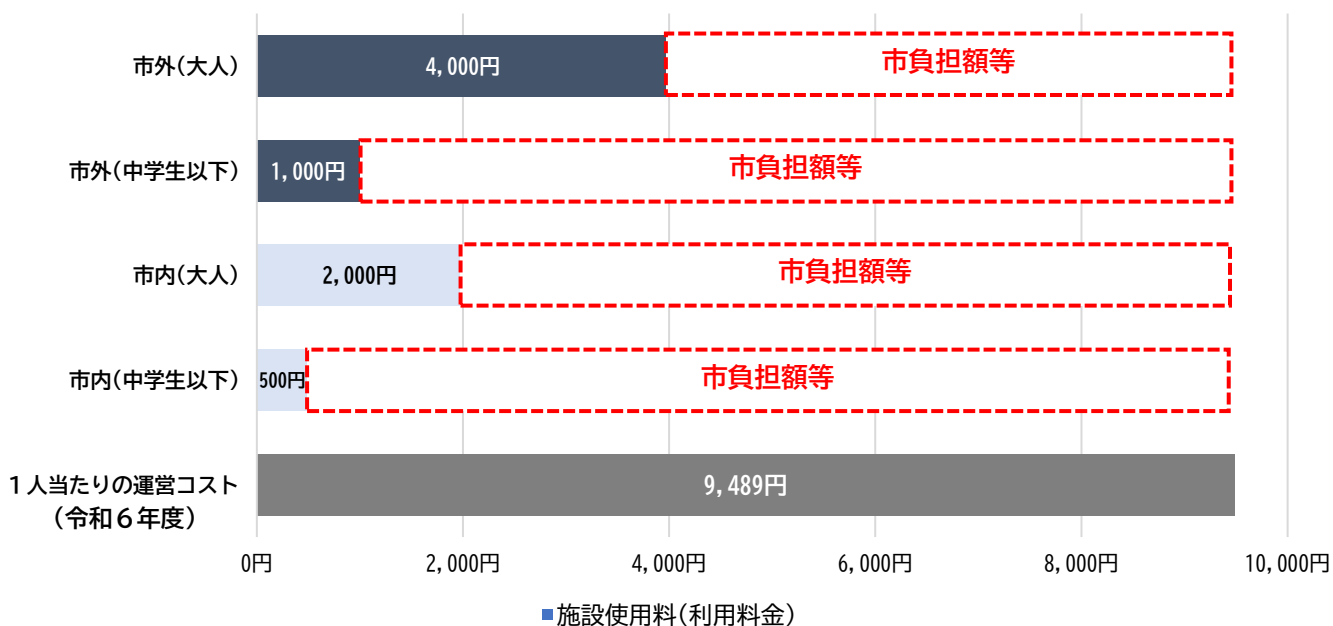
図表2-9 運営コストに対する財源割合と変化



⑤ 施設使用料(利用料金)と運営コスト

図表2-10は現在の施設使用料(利用料金)と運営コストを示したものです。一般利用として市外の方が利用される場合には市内の方の2倍の料金設定としていますが、運営コストに占める負担割合は、最も料金の高い市外(大人)の場合でも42%程度に留まっています。不足する約58%の大部分は、④のグラフでも示したように、市税等による市負担で賄っています。

図表2-10 施設使用料(利用料金)と運営コスト



(4) 老朽化の状況

ハケ岳山荘は、平成 24 年度の劣化度調査において、『平成 30 年度に D 評価（早期に対応が必要）修繕、平成 36 年度～40 年度（現：令和 6 年度～10 年度）に大規模修繕が必要』との結果が出されていました。このことに基づき、平成 31 年度には本館各所改修工事として防水改修工事、外壁改修工事、内装改修工事、電気設備改修工事及び機械設備改修工事などを実施しましたが、近年では地中の污水管破損や配管からの水漏れや幹線ケーブルの破損など、改修未実施の設備の劣化が不具合として表面化するケースも増加しています。

図表 2-11 は、すでに判明している改修が必要な箇所・設備です。写真のとおり、劣化や傷みが目立つ箇所も増えているだけでなく、令和 6 年度の定期調査において、外壁ひび割れ・床タイル浮き・内壁タイル浮き・ひび等が要是正として指摘されています。

図表 2-11 改修が必要な箇所・設備例

浄化水槽（3か所）	体育館のトイレ設備
浴場（浴槽の漏水、蛇口、タイル）	本館テラスのタイル
本館の冷暖房設備	本館排水溝
本館の照明設備（LED化）	本館下駄箱
漏電遮断器	外壁ひび割れ
駐車場舗装	ほか多数



体育館・外壁の劣化



浴槽の漏水



高架水槽の漏水
(令和 7 年度発生)



窓枠部分・シーリングの痛み



(5) 他自治体・施設周辺の状況

①26市移動教室等の状況

26市の小学5・6年生の移動教室等における宿泊施設の状況から、自己所有施設で実施している市は小学5年生で5市（立川市含む）、小学6年生で2市となっています。

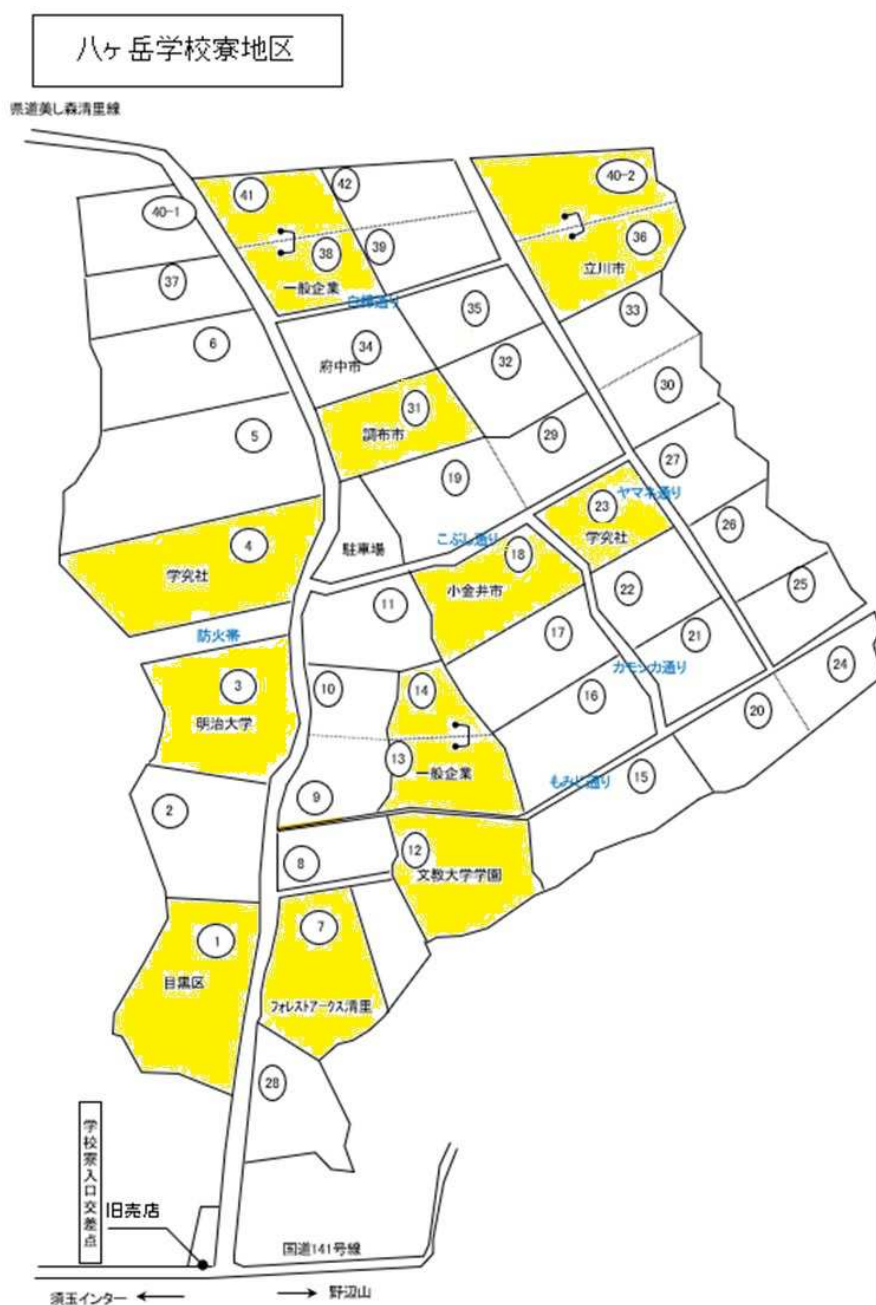
5年生					6年生			
自治体名	区分	目的地	宿泊施設	日数	区分	目的地	宿泊施設	日数
八王子市	移動教室	・八ヶ岳 ・静岡市	民間	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
立川市	移動教室	八ヶ岳	(立川市) 八ヶ岳山荘	2泊3日	移動教室	日光	民間	2泊3日
武蔵野市	※5年生を対象に「セカンドスクール」(5泊6日～6泊7日)、4年生を対象に「プレセカンドスクール」(2泊3日)を実施。(自然豊かな農山漁村に長期宿泊する教育活動)				移動教室	日光	民間	2泊3日
三鷹市	移動教室	長野県 川上村	(三鷹市) 川上郷自然の村	2泊3日				
青梅市	移動教室	青梅市内 (御岳地区)	民間	1泊2日 日帰り	移動教室	・富士山麓地域 ・日光	民間	2泊3日
府中市	わくわく自然 教室(R5～)	長野県(茅野市・ 飯山市)	民間 ★八ヶ岳府中山荘は 廃止(R6.9)	3泊4日	移動教室	日光	民間	2泊3日
昭島市	移動教室	八ヶ岳	民間	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
調布市	移動教室	八ヶ岳	(調布市)八ヶ岳少年 自然の家	2泊3日	移動教室	日光	民間	2泊3日
町田市	移動教室	長野県 川上村	(町田市) 自然休暇村 (三鷹市) 川上郷自然の村	1泊2日	林間学校	日光	民間	2泊3日
小金井市	移動教室	千葉県 南房総市富浦	(南房総市) 大房岬自然の家	1泊2日	林間学校	清里	(小金井市) 清里山荘	2泊3日
小平市	移動教室	八ヶ岳	民間	1泊2日	移動教室	日光・尾瀬	民間	2泊3日
日野市	移動教室	八ヶ岳	(小金井市) 清里山荘	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
東村山市	移動教室	・高尾山7 ・他2	民間	1泊2日	移動教室	・日光14 ・他1	民間	2泊3日～ 3泊4日
国分寺市					移動教室	日光	民間	2泊3日
国立市	林間学校	八ヶ岳	(板橋区) 八ヶ岳山荘	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
福生市	移動教室	埼玉県飯能市名栗	埼玉県立名栗元気プ ラザ	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
狛江市	林間学校	八ヶ岳	民間	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
東大和市	移動教室	赤城	民間	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
清瀬市				(清瀬市) 立科山荘(廃止)	修学旅行	日光	民間	1泊2日
東久留米市					移動教室	高崎市 榛名地域	民間	2泊3日
武蔵村山市	林間学校	長野県伊那市高遠町 埼玉県飯能市名栗	民間	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
多摩市	林間学校	八ヶ岳	(多摩市) 八ヶ岳少年自然の家	1泊2日	移動教室	八ヶ岳	(多摩市) 八ヶ岳少年自然の家	2泊3日
稲城市					林間学校	長野県 野沢温泉村	民間	3泊4日
羽村市	移動教室	※学校毎	※学校毎	1泊2日	移動教室	日光	民間	2泊3日
あきる野市					移動教室	日光	民間	2泊3日
西東京市					移動教室	赤城	国立赤城青少年交流 の家	2泊3日

②八ヶ岳学校寮地区の状況

平成 23 年度には 20 団体が利用していましたが、その後に相次いで閉鎖・撤退していき、令和 7 年度の現在では 11 団体（うち 1 団体は施設閉鎖済み、その他 1 団体も閉鎖予定）となっています。

年度	自治体	学校等※	一般企業	備考
H23	7	13	0	・平成 23 年度までに自治体 1、学校等 12 が閉鎖。
H28	6	9	0	・小平市が閉鎖。
R3	6	7	0	
R5	5	4	2	・令和 2 年度末に日野市が閉鎖し、一般企業に譲渡。
R7	5	4	2	・令和 6 年度に府中市が閉鎖。（施設除却前のため、現時点では数字上は加盟状態のまま。） ・令和 7 年度末で学校等のうち 1 団体が閉鎖予定。

※学校法人・国立大学法人・公益法人等。



(6) 現状の整理

➤ 利用者数の減少と利用目的の変化

- ・学校利用、一般利用ともに平成5年度から平成7年度をピークとして減少に転じ、令和6年度の合計利用者数はピーク時から半減未満へ。
- ・市外の一般利用のみ増加傾向にあり、一般利用に占める割合は1/3以上にまで上昇。
- ・施設の稼働率は、この10年で5～10ポイント程度低下。

➤ 運営コストの増大と市負担割合の上昇

- ・施設整備については、本館建設時からこれまでに約21億円を投じている。
- ・利用者1名当たりにかかる運営コストは年々増加傾向にあり、市負担額は1人当たり平均7,630円へ。
- ・施設使用料(利用料金)を据え置く中で、運営コストに対する平均的な市負担の割合は8割以上にまで上昇。

➤ 施設老朽化の深刻化

- ・過去の劣化度調査の結果からは、既に大規模改修工事の実施時期が訪れている。
- ・冬期の降雪という環境条件もあり、施設・設備ともに劣化が確実に進行。
- ・不具合の発生状況によっては、すぐさま休館に直結するリスクも。

➤ その他

- ・26市の中で自己所有施設で自然教室等を実施する団体は少数。(小学校：5市、中学校：2市)
- ・八ヶ岳学校寮地区は、自治体・学校等ともにこの15年間で半減。

3. 施設の将来予測

ハケ岳山荘の施設に関する将来予測として、小学5年生の自然教室の継続実施を前提とした上で、施設を存続した場合と施設を廃止した場合における必要な経費を試算しています。

(1) 施設を存続する場合

ハケ岳山荘を継続して設置する場合には、自然教室の実施に要する費用と山荘の管理運営に関する費用が必要となります。

① ハケ岳山荘における自然教室の実施

ハケ岳山荘で自然教室を継続実施する場合の費用の試算は、図表3-1のとおりです。このうち宿泊費相当額には、施設の利用料金(小学生 500 円/日)だけでなく、施設運営に必要な1人当たりの市負担額(令和6年度:7,630 円/日)も含まれています。現時点での試算による市の負担する費用の合計額は41,263,000 円ですが、バス借上料や施設の運営コストはともに上昇傾向にあります。

図表3-1 ハケ岳山荘における自然教室の費用試算(2泊3日)

		バス借上料	宿泊費相当額	食事代	その他体験料等
市	合計	19,899,000 円	21,364,000 円	-	-
	1人当たり	14,214 円	15,260 円	-	-
保護者	合計	-	-	9,982,000 円	9,422,000 円
	1人当たり	-	-	7,130 円	6,730 円

※児童数は1,400人で積算。ハケ岳山荘最大収容人数126人(教員等を含む)を超過する場合は、他市山荘(小金井市)を利用。(令和7年度は五小・西砂小が対象)

※バス借上料は令和7年度契約額に基づき積算。

※食事代は7食分で積算。(朝食770円×2食、昼食710円×3食、夕食1,730円×2食 計:7,130円)

※その他体験料等は、令和6年度実績により積算。

② ハケ岳山荘の管理運営

ハケ岳山荘を存続した場合の施設に関する費用としては、毎年度の管理運営経費と、施設の不具合解消に必須となる大規模改修工事の工事等経費があります。

【管理運営経費】

施設の管理運営経費の令和9年度以降の試算結果は、次頁の図表3-2のとおりです。近年の物価高騰・人件費上昇の影響から、指定管理料が急激なペースで上昇しており、今後、同様の傾向が続いた場合には、令和13年度には令和8年度に比べて2,000万円近い増額が必要となる見込みです。

図表 3-2 今後の施設管理運営経費の試算

年度	指定管理料等	土地借上料	八ヶ岳学校寮 利用者協議会 負担金	職員人件費	合計
令和4年度(決算)	56,155,205	1,676,664	40,000	4,350,000	62,221,869
令和5年度(決算)	59,413,000	1,676,664	40,000	3,510,000	64,639,664
令和6年度(決算)	63,251,000	1,666,754	40,000	3,960,000	68,917,754
令和7年度(当初予算)	63,180,000	1,667,000	40,000	3,960,000	68,847,000
令和8年度(当初予算案)	69,462,000	1,667,000	40,000	3,960,000	75,129,000
令和9年度(予測)	72,927,034	1,667,000	40,000	3,960,000	78,594,034
令和10年度(予測)	76,564,917	1,667,000	40,000	3,960,000	82,231,917
令和11年度(予測)	80,384,272	1,667,000	40,000	3,960,000	86,051,272
令和12年度(予測)	84,394,152	1,667,000	40,000	3,960,000	90,061,152
令和13年度(予測)	88,604,059	1,667,000	40,000	3,960,000	94,271,059

※令和9年度以降の指定管理料は、令和5～8年度の統計処理した平均的な上昇率(4.99%)を用いて試算。

※土地借上料・八ヶ岳学校寮利用者協議会負担金は、令和8年度当初予算案における積算額。

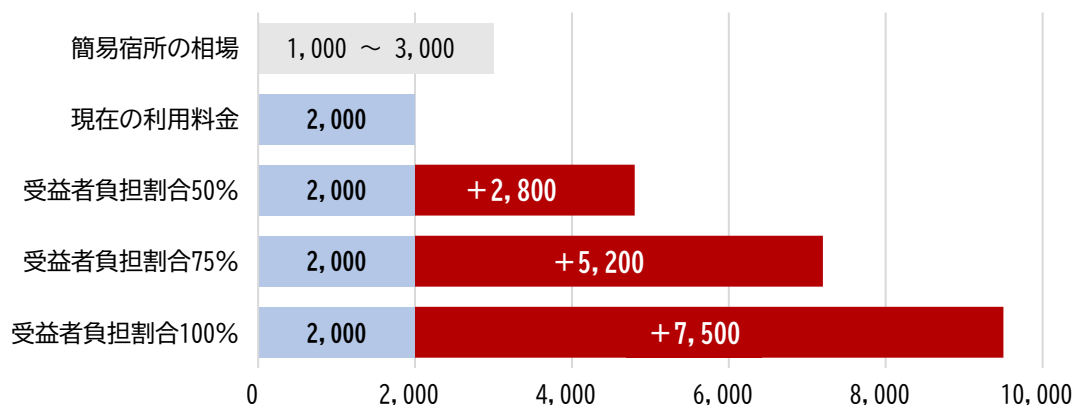
※職員人件費は、令和7年度行政評価における八ヶ岳山荘管理運営の事務事業に係る人件費。

【施設使用料(利用料金)について】

上昇著しい施設の管理運営経費については、その財源を指定管理料に頼るだけでなく、受益者負担として施設使用料(利用料金)の値上げを検討する必要にも迫られてます。図表3-3に示すように、仮に値上げによる改定を実施した場合、令和6年度ベースでも利用者1人当たりの運営コストが9,489円であることから、受益者負担割合を50%と見込むと、施設使用料は市内(大人)1人で約4,800円(+2,800円)と大幅な値上げになります。

八ヶ岳山荘のような簡易宿所の宿泊料金は、一般的には1泊1,000円～3,000円が相場とされており、施設使用料を値上げすると利用者離れが懸念されます。そのため、八ヶ岳山荘の管理運営経費を使用料の値上げでまかなうことは、施設利用に対する需要の観点からも現実的な方策とはいえません。

図表 3-3 施設使用料(利用料金)の値上げ検討【市内(大人)の場合】



【工事等経費】

施設の継続には、老朽化した建物・設備を改修するため、大規模改修工事を実施する必要があります。改修に要する費用を正確に算出するには調査及び設計が必要となりますが、概算の工事費を把握するため、近年実施した市の建築・改修工事を対象として、八ヶ岳山荘との面積比較による試算をしたところ、図表3-4のとおり約10億5千万円以上の金額となりました。

図表3-4 近年実施した工事に基づく改修工事費の試算

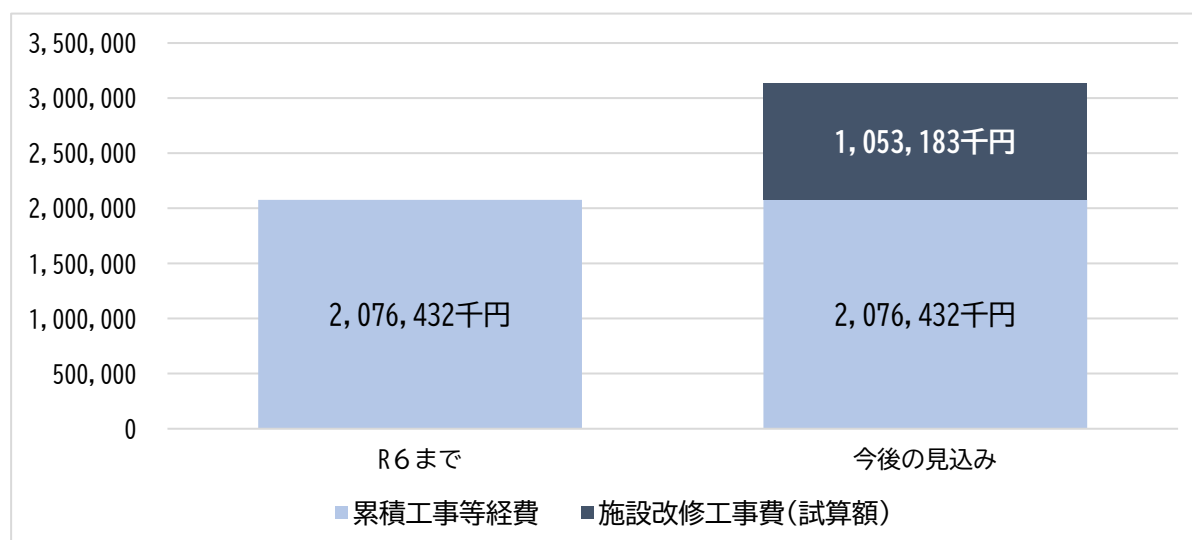
比較対象工事	工事費[千円]	延床面積[m ²]	八ヶ岳山荘 延床面積[m ²]	八ヶ岳山荘の面積 に換算した工事費 [千円]
R2大規模改修工事 (第七小学校)	1,196,673	4,874.00	4,289.57	1,053,183
R6新築整備工事 (はぐくるりん)	2,023,803	3,919.28	4,289.57	2,215,010

上記の試算には、設計および工事監理費のほか、改修工事中の物資移転に係る費用等を含んでいないため、工事費のほかに少なくとも2,000~3,000万円以上の費用が必要となる見込みです。

また、昨今の物価高騰・人件費水準の上昇から、工事費自体もさらに高額となることを見込まれます。平成24年度の劣化度調査に基づく大規模改修の試算額に対して、物価スライドを見込んだ場合の金額は約7億6千万円となりましたが、調査時点から既に15年近くが経過しており、昨今の人手不足の物価高騰の状況を踏まえると、上記の試算額(約10億5千万円)は妥当な水準と考えられます。

図表3-5に示すとおり、八ヶ岳山荘のこれまでの工事等経費と今回の試算額を合わせると31億円以上となります。既に本館の開設から35年近い年月を経過していることも踏まえると、さらなる経営資源の投入には課題があると言わざるを得ない状況です。

図表3-5 累積工事等経費と施設改修工事費(試算額)



(2) 施設を廃止する場合

八ヶ岳山荘を廃止する場合には、代替施設における自然教室の実施に要する費用と施設の処分に
関する費用が必要となります。

① 代替施設における自然教室の実施

小学5年生の自然教室を代替施設で実施する場合の費用について、1泊2日と2泊3日で
試算した結果は、図表3-6、7のとおりです。2泊3日を想定した宿泊費は、八ヶ岳山荘
における宿泊費相当額(21,364,000円)よりも上振れする可能性はありますが、八ヶ岳山荘の
施設管理運営経費が令和6年度時点で約6,900万円であることを踏まえると、トータルコス
トは大きく削減できるものと考えられます。この新たに生じる宿泊費への補助制度について
は、今後の代替施設の選定と合わせて検討を進めていきます。

図表3-6 代替施設における自然教室の実施に要する費用試算（1泊2日）

		バス借上料	宿泊費	食事代	その他体験料等
市	合計	19,899,000円	13,245,400円	-	-
	1人当たり	14,214円	9,461円	-	-
保護者	合計	-	-	5,488,000円	9,422,000円
	1人当たり	-	-	3,920円	6,730円

図表3-7 代替施設における自然教室の実施に要する費用試算（2泊3日）

		バス借上料	宿泊費	食事代	その他体験料等
市	合計	19,899,000円	26,490,800円	-	-
	1人当たり	14,214円	18,922円	-	-
保護者	合計	-	-	9,982,000円	9,422,000円
	1人当たり	-	-	7,130円	6,730円

※宿泊費は令和6年度日光移動教室（2泊3日）を参考に試算。図表3-6（1泊2日）では、1/2倍として積算。
※食事代やその他体験料については、現行の八ヶ岳自然教室を参考に試算。

② 八ヶ岳山荘の施設の処分

八ヶ岳山荘は山梨県の県有地に立地していることから、施設の除却(解体)または別事業者へ
の売却・譲渡等が必要となります。

【除却(解体)の場合】

施設を除却(解体)する場合の費用について、近年実施した砂川学習館の解体工事との面積
比較により試算した結果は、次頁の図表3-8のとおりです。

図表3-8 近年実施した工事に基づく除却(解体)工事費の試算

比較対象工事	工事費[千円]	延床面積[m ²]	八ヶ岳山荘 延床面積[m ²]	八ヶ岳山荘の面積 に換算した工事費 [千円]
R 5 砂川学習館 (解体工事のみ)	68,710	1,931.00	4,289.57	152,634

砂川学習館は整備工事として建設と一体で積算しているため、直接工事費のほかに管理費等が発生しています。八ヶ岳山荘の場合には、その他経費として4割程度の増額が想定されることから、工事費の総額は2億1千万円以上となる見込みです。この他にも設計・監理の費用、備品処理費用等が別途必要となります。また、遠方・山間部という施工条件から、市内工事と比較して、さらに高額になることが見込まれます。

【売却・譲渡等の場合】

除却(解体)以外では、施設の売却・譲渡等が選択肢となります。過去に他団体の施設が廃止となった際に、民間企業等に跡施設を譲渡している事例はありますが、売却・譲渡等の時期や条件により、必要な費用も大きく異なる見込みです。

4. 廃止による影響について

(1) 自然教室への影響・代替について

現在、八ヶ岳山荘で実施している小学5年生の自然教室については、**代替施設での実施と事業内容の見直しにより、継続実施が可能な状況にある**と捉えています。令和9年度に向けては、先般実施した学校への調査を踏まえつつ、候補となる代替施設を選定するとともに、早急に現地への実地調査を行うなど、確実な事業実施に向けた検討・調整を進めていきます。また、単に施設を変更するだけでなく、環境学習や森林保全などをテーマとした新たな体験活動の構築を目指します。

【検討状況(令和8年2月時点)】

- ・代替施設を1か所に限定せず、複数施設から各校がニーズに合った施設を選択できるスキームを検討。
- ・体験活動の時間を確保するため、代替地の立地条件として移動時間の短縮も視野に。

⇒埼玉県および都内で計3か所程度の候補施設の調査を開始しており、今後の実地調査も含めて代替施設を決定する。

(2) 市の事業等への影響について

自然教室を除く市の事業における八ヶ岳山荘の利用については、「心身障害者保養施設利用事業」の宿泊対象施設と隔年での「青春学級宿泊研修」での利用を確認しました。ただし、「心身障害者保養施設利用事業」については、補助対象となる複数の宿泊施設の一つとして八ヶ岳山荘が設定されていることから、八ヶ岳山荘を廃止した場合にも他施設の利用は可能な状況にあります。

また、市の内部利用として自衛消防隊合宿を実施していますが、宿泊の必要性も含めて今後内容の見直しを検討します。

5. あり方検討と今後の方向性

立川市八ヶ岳山荘のあり方の検討を通じて、施設の利用状況、施設・設備の状況、施設運営に係るコストのいずれについても、今後の存続に向けては大きな課題があることを分かりました。特に施設・設備の老朽化は日々進行しており、不具合の発生状況によっては、直ちに施設を休止せざるを得なくなるおそれがあります。このことは、一般利用者への影響だけでなく、施設の主な利用目的である小学5年生の自然教室の実施に対して大きなリスクとなっています。

以上のことから、立川市八ヶ岳山荘あり方検討会による検討結果として、**小学5年生の自然教室を代替施設で継続実施することを前提とし、「立川市林間施設条例」を令和8年度末をもって廃止することを報告いたします。**なお、廃止後の跡施設の処分については、土地所有者である山梨県と調整しつつ、民間事業者への施設譲渡等を含めて、最適な方法を検討いたします。

立川市八ヶ岳山荘は、本館の供用開始以降、自然教室の学校利用をはじめ、一般利用を含めて延べ43万人以上の方々に親しまれてきました。しかしながら、少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、その役割は一区切りついたものと判断いたします。次世代への過度な負担を残さないための責任ある選択として、市民の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

6. 今後のスケジュール

	令和7年度	令和8年度			
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
ハヶ岳山荘					
(第1回定例会・文教委員会) ハヶ岳山荘のあり方検討結果報告	▶				
(第2回定例会・文教委員会) 立川市林間施設条例の廃止条例【予定】 ※令和9年4月		▶			
市民周知(①あり方検討結果、②施設廃止)		①▶	②▶		
跡施設の方向性検討(譲渡・除却)		▶			
令和9年度の自然教室に向けた検討					
代替施設の選定(実地調査含む)	▶				
(第2回定例会・文教委員会) 令和9年度の実施・宿泊施設の検討状況		▶			
(第3回定例会・文教委員会) 令和9年度の実施・宿泊施設の決定			▶		
市教委から保護者通知の発出				▶	
令和9年度教育課程説明会(指導課)				▶	

【参考資料編】

7. 議事

回	日程	主な議事内容
1	令和7年9月26日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 検討の進め方について（スケジュールの確認）・ 現状分析（施設の現状整理）・ 施設のあり方の検討（将来予測について，市民への影響について）
2	令和7年10月9日(木)	<ul style="list-style-type: none">・ 方向性の検討・ 方向性（案）の決定
3	令和8年1月9日(金)	<ul style="list-style-type: none">・ 八ヶ岳自然教室の代替事業について・ 方向性の確認・ 市の事業等への影響について・ 今後のスケジュールについて

8. 立川市林間施設条例

昭和 40 年 7 月 1 日条例第 9 号

改正

平成 20 年 3 月 27 日条例第 79 号

立川市林間施設条例

(設置)

第 1 条 市立学校の児童及び生徒の校外教育と、あわせて市民の生涯学習の用に供するため、立川市林間施設（以下「施設」という。）を山梨県北杜市高根町大字清里字念場原 3,545 番地の 1 に設置する。

(名称)

第 2 条 施設の名称は、立川市八ヶ岳山荘とする。

(使用の承認)

第 3 条 施設を使用しようとする者は、立川市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第 4 条 委員会は、次に掲げる各号の一に該当するときは、施設の使用を承認してはならない。

- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他委員会が不相当と認めるとき。

(休日)

第 4 条の 2 施設は、委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休日を定めることができる。

2 指定管理者（第 11 条に規定する指定管理者をいう。）は、施設の管理運営において必要があると認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て、臨時に休日を定めることができる。

(使用料)

第 5 条 市立学校の児童及び生徒が校外教育に施設を使用する場合並びに 4 歳未満の者が施設を使用する場合を除き、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、使用をする際これを徴収する。

(使用料の減免)

第 6 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 7 条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(取消料)

第 7 条の 2 市長は、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が使用を取り消すときは、取消料を徴収する。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、徴収を免除することができる。

(使用権の譲渡又は転貸の禁止)

第 8 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸をしてはならない。

(使用条件の変更等)

第 9 条 委員会は、使用者が次に掲げる各号の一に該当する場合においては、使用条件を変更し、使用を停止させ、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。

(2) この条例に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。

(3) その他委員会が不相当と認めたとき。

2 委員会は、前項の規定により使用者が受けた損害について、賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、施設の使用について、建物その他附属物に損傷を与えたときは、直ちに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第12条 前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 校外教育及び生涯学習の用に関する業務

(2) 第3条の規定による使用の承認及び第4条の規定による使用の不承認に関する業務

(3) 第5条の規定による使用料の徴収、第6条の規定による使用料の減免、第7条の規定による使用料の還付及び第7条の2の規定による取消料の徴収に関する業務

(4) 第9条第1項の規定による使用条件の変更等に関する業務

(5) 施設の維持管理に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認める業務

2 前項の場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第7条の2及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「立川市教育委員会」、「委員会」又は「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 指定管理者は、第5条に規定する使用料を上限として、あらかじめ委員会の承認を得て、利用料金を設定することができる。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、別に定めるところにより指定管理者に利用料金の一部を納付させることができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に施設の管理を行わなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行についての必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条第1項の改正規定並びに別表第1及び別表第2を削り、別表を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成3年規則第33号で平成3年8月1

日から施行。ただし、新条例による改正後の立川市林間施設条例第3条の規定は、同年6月1日から施行)

附 則 (平成10年3月26日条例第14号)

- 1 この条例は、平成10年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市林間施設条例別表の規定は、施行日以後に使用するものから適用する。

附 則 (平成16年10月5日条例第32号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第22号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市林間施設条例第7条の2の規定は、施行日以後に使用の承認を受けたものから適用する。

附 則 (平成20年3月27日条例第79号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

使用区分	使用者区分		使用料	
			単位	金額
日帰り	市内に住所を有する者、市内の学校に在学する者及びその家族並びに市内に在勤する者及びその家族	中学校生徒以下	1人につき	150円
		その他		300円
	その他	中学校生徒以下		300円
		その他		600円
宿泊	市内に住所を有する者、市内の学校に在学する者及びその家族並びに市内に在勤する者及びその家族	中学校生徒以下	1人1泊につき	500円
		その他		2,000円
	その他	中学校生徒以下		1,000円
		その他		4,000円

備考

- (1) 使用時間は、日帰りは午前10時から午後2時まで、宿泊は午後2時から翌日午前10時までとする。
- (2) 附属設備の使用料は、1,000円以内の範囲で委員会が定めた額とする。
- (3) 市内の学校とは、市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。

9. 立川市八ヶ岳山荘のあり方検討委員会設置要綱

令和7年9月12日教育委員会要綱第33号

立川市八ヶ岳山荘のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 立川市林間施設条例（昭和40年立川市条例第9号）第2条に定める立川市八ヶ岳山荘の現状を分析するとともに、存続又は廃止を含めた将来のあり方について検討するため、立川市八ヶ岳山荘のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

(1) 立川市八ヶ岳山荘の施設の維持管理、利用状況等の視点による現状分析及び施設の将来のあり方の検討に関する事。

(2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育委員会事務局教育部長を、副委員長は、市長公室長を充てる。

3 委員は、別表に掲げる職員を充てる。

4 委員長は、必要に応じ、前項に規定する職員のほか、別の職員を委員に充てることができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター及び市長公室改革推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月12日から施行する。

別表（第3条関係）

- （1） 市長公室改革推進課長
- （2） 市長公室公共施設マネジメント課長
- （3） 政策財務部財政課長
- （4） 教育委員会事務局教育部指導課長
- （5） 教育委員会事務局統括指導主事 1人
- （6） 教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長